

健感発 0219 第 1 号
生食検発 0219 第 1 号
平成 28 年 2 月 19 日

各 検 疫 所 長 殿

健康局 結核感染症課長
(公 印 省 略)
医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部
企画情報課 検疫所業務管理室長
(公 印 省 略)

西アフリカにおけるエボラ出血熱への検疫対応について

西アフリカにおけるエボラ出血熱について、平成 28 年 1 月 14 日、リベリアにおけるエボラ出血熱の終息宣言が公表され、西アフリカ 3 カ国（ギニア、リベリア、シエラレオネ）のすべてにおいて、エボラ出血熱の終息宣言がされたところです。

しかし、平成 28 年 2 月 12 日付け国立感染症研究所の「西アフリカ諸国におけるエボラ出血熱の流行に関するリスクアセスメント」により、検疫での対応として、「西アフリカ各国では、エボラウイルス病（EVD）流行の終息宣言後であっても EVD 流行が再燃する危険性がある。この危険性について渡航者へ注意喚起し、渡航歴・接触歴の自己申告を促す啓発活動を継続する必要があると考えられる。」とされています。

このような状況を踏まえ、西アフリカ 3 カ国からの入国者については、下記のとおり対応することとしましたので、その対応に遺漏なきを期すようお願いいたします。

記

1 渡航者への対応

空港における検疫所においては、ポスター（別添 1, 2）を掲示すること等により、出国者に対する注意喚起及び帰国・入国者に対する自己申告を促すこと。

2 仮検疫済証の交付

検疫においては、検疫感染症等の非流行地から来航した船舶及び航空機であっても、西アフリカ 3 カ国から帰国した乗組員又は乗客を確認し、隔離、停留、健康監視などの措置を実施した場合は、一定の期間を定めて仮検疫済証を交付すること。

3 西アフリカ 3 カ国からの入国者の取扱い

西アフリカ 3 カ国に渡航又は滞在していたことが確認された場合には、検疫官による聞き取りを行い、必要に応じて、(1) から (3) の対応を行うこと。

(1) 診察等

診察の結果、到着前 21 日以内に西アフリカ 3 カ国に渡航又は滞在し、38℃以上の発熱又はエボラ出血熱を疑うその他の臨床症状（※1）を有し、かつ、次のア又はイに該当する者について、エボラ出血熱が疑われると判断した場合、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項第 1 号の規定に基づき隔離の措置をとること。

ア 到着前 21 日以内にエボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体液、吐瀉物、排泄物など）との接触歴（感染予防策の有無を問わない）がある者

イ 到着前 21 日以内にエボラ出血熱発生地域（※2）由来のコウモリ、霊長類等に直接手で接触するなどの接触歴がある者

※1 嘔吐、下痢、食思不振、全身倦怠感等

※2 ギニア、シエラレオネ、リベリア、ウガンダ、スーダン、ガボン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国

また、西アフリカ 3 カ国に渡航又は滞在し、かつ、症状のない者であって、針刺し・粘膜・傷口への曝露などで直接ウイルスの曝露を受けたものについて、エボラ出血熱に感染したおそれがあると判断した場合、同法第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき停留の措置をとること。

(2) 健康監視

西アフリカ 3 カ国に渡航又は滞在していたことが確認された者で、(1) のア又はイに該当する者については、法第 18 条第 2 項の規定に基づき、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者がエボラ出血熱の病原体に感染したことが疑われる場所について報告を求め、健康監視対象者用指示書（様式 1）を手渡し、西アフリカ 3 カ国出国後（出国日時から起算することが不適当な場合は、入国後）504 時間（21 日）内において、1 日 2 回（朝・夕）の体温その他の健康状態について報告を求めものとする。

健康監視に付した者が発生した場合には、健康監視発生報告書（様式 2）により直ちに検疫所業務管理室（結核感染症課へは、検疫所業務管理室から報告）へ報告を行うとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）に対して、エボラ出血熱患者との接触状況、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者がエボラ出血熱の病原体に感染したことが疑われる場所を健康監視発生連絡票（様式 3）により通知すること。

健康監視の期間中、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、法第 18 条第 3 項の規定に基づき、当該者に対し、自宅に待機するべき旨等その他エボラ出血熱の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に対して、当該者の健康状態及び当該者に対して指示した事項を通知書（様式 4）により通知すること。

なお、都道府県知事が外出自粛を要請している者に対して調査を実施している場合、当該調査にて得られた体温等の健康状態の情報を入手することをもって当該者が

ら報告があったこととして対応すること。

さらに、これらの通知を行った場合は、その内容を直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

(3) 健康カード

西アフリカ3カ国に渡航又は滞在していたことが確認された者で、(1)のア又はイに該当しない者については、健康カード(様式5)を手渡すこと。

4 患者等の搬送

エボラ出血熱が疑われると判断し、隔離等の措置をとる場合、各検疫所が作成する検疫感染症措置要領等に従い搬送すること。また、搬送に際しては、感染防御対策を徹底すること。

検体の輸送については、国立感染症研究所までの輸送体制など、必要な検討をあらかじめ済ませておくこと。

5 渡航者への情報提供

渡航者に対し、エボラ出血熱の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項について、ポスターやホームページ等を活用し、情報提供すること。

6 報告

隔離又は停留の措置が必要となる者を確認した場合は、直ちに検疫所業務管理室(結核感染症課へは、検疫所業務管理室から報告)に報告すること。

別添1：入国用ポスター(西アフリカ(ギニア、リベリア、シエラレオネ)から帰国された方は、検疫官にお申し出ください)

別添2：出国用ポスター(西アフリカ(ギニア、リベリア、シエラレオネ)へ渡航される方へ)

様式1：健康監視対象者用指示書

様式2：健康監視発生報告書

様式3：健康監視発生連絡票

様式4：通知書

様式5：健康カード

**西アフリカ(ギニア、リベリア、シエラレオネ)から帰国された方は、
検疫官にお申し出ください**

終息宣言後もエボラ出血熱患者が発生しています。

<終息宣言後の患者等の発生数>

○ギニア
0名(0名)【2015年12月29日以降】

○リベリア
9名(3名)【2015年5月9日以降】

○シエラレオネ
2名(1名)【2015年11月7日以降】

※括弧内は死亡者数を再掲。
2016年2月17日付けWHO情報



エボラ出血熱 は、ウイルスに感染した動物やヒトに接触することにより感染し、死亡率の高い(25~90%)病気です。

潜伏期間は、2~21日(通常は7日程度)で突然の発熱、疲労感、筋肉痛、頭痛、咽頭(のど)痛で発症します。それらに引き続き、嘔吐、下痢、腎機能や肝機能の低下がみられ、進行すると全身に出血傾向がみられ死亡します。



西アフリカ（ギニア、リベリア、シエラレオネ）へ渡航される方へ

終息宣言後もエボラ出血熱患者が発生しています。

＜終息宣言後の患者等の発生数＞

○ギニア
0名(0名)【2015年12月29日以降】

○リベリア
9名(3名)【2015年5月9日以降】

○シエラレオネ
2名(1名)【2015年11月7日以降】

※括弧内は死亡者数を再掲。
2016年2月17日付けWHO情報



エボラ出血熱 は、ウイルスに感染した動物やヒトに接触することにより感染し、死亡率の高い(25～90%)病気です。

潜伏期間は、2～21日(通常は7日程度)で突然の発熱、疲労感、筋肉痛、頭痛、咽頭(のど)痛で発症します。それらに引き続き、嘔吐、下痢、腎機能や肝機能の低下がみられ、進行すると全身に出血傾向がみられ死亡します。

この病気に対する確立された治療法やワクチンは今のところありません。流行地域に近づかないことが重要です。

感染した人の血液や体液、これらに汚染された可能性のあるもの、動物(死体を含む)に触らないでください。



2016年2月12日
国立感染症研究所

発生状況（参照「WHO/Ebola Situation Report - 3 February 2016」）

- 2013年以降の西アフリカ3カ国におけるエボラ出血熱〔エボラウイルス病（EVD）と呼称される〕流行について、流行国であるシエラレオネ、ギニア、および、リベリアはそれぞれ2015年11月7日、2015年12月29日、および、2016年1月14日に終息を宣言した。なお、リベリアでは2015年5月9日、同年9月3日の終息宣言に続く3度目の終息宣言である。リベリアでは、一度目の終息宣言後から2016年1月14日までの期間に確定例計9例（うち死亡3例）が報告された。これらのうち感染源が明らかでない症例の一部は、回復患者との性行為による精液を介したエボラウイルス感染の可能性も指摘された。
- シエラレオネでは、前述の終息宣言後90日間を、サーベイランス強化期間としていたが、終息宣言から68日が経過した2016年1月14日に、新たなEVD症例(以下、症例A)がシエラレオネのほぼ中央に位置するTonkoliliで確認された。症例Aは22歳の女性で感染源は不明であり、1月12日に死亡している。死亡後にウイルス学的検査によりエボラウイルスに感染していたことが確認された。この結果が得られるまでの間、症例Aがエボラウイルスに感染していることが疑われていなかったため、埋葬に際して適切な感染対策がなされなかった。シエラレオネ保健省はWHO(世界保健機関)等の支援のもと、接触者を積極的に同定し、追跡した。その結果、108名の接触者が同定され、症例Aの世話をしていた38歳の叔母もエボラウイルスに感染していたことが確認された。同患者は2月11日時点で回復退院した。同日時点で、残る接触者の健康監視も解除された。

日本にエボラウイルス感染者が入国するリスク

日本へ入国する渡航者がエボラウイルスに感染しているリスクは、極めて低いものの存在する。理由は以下のとおりである。

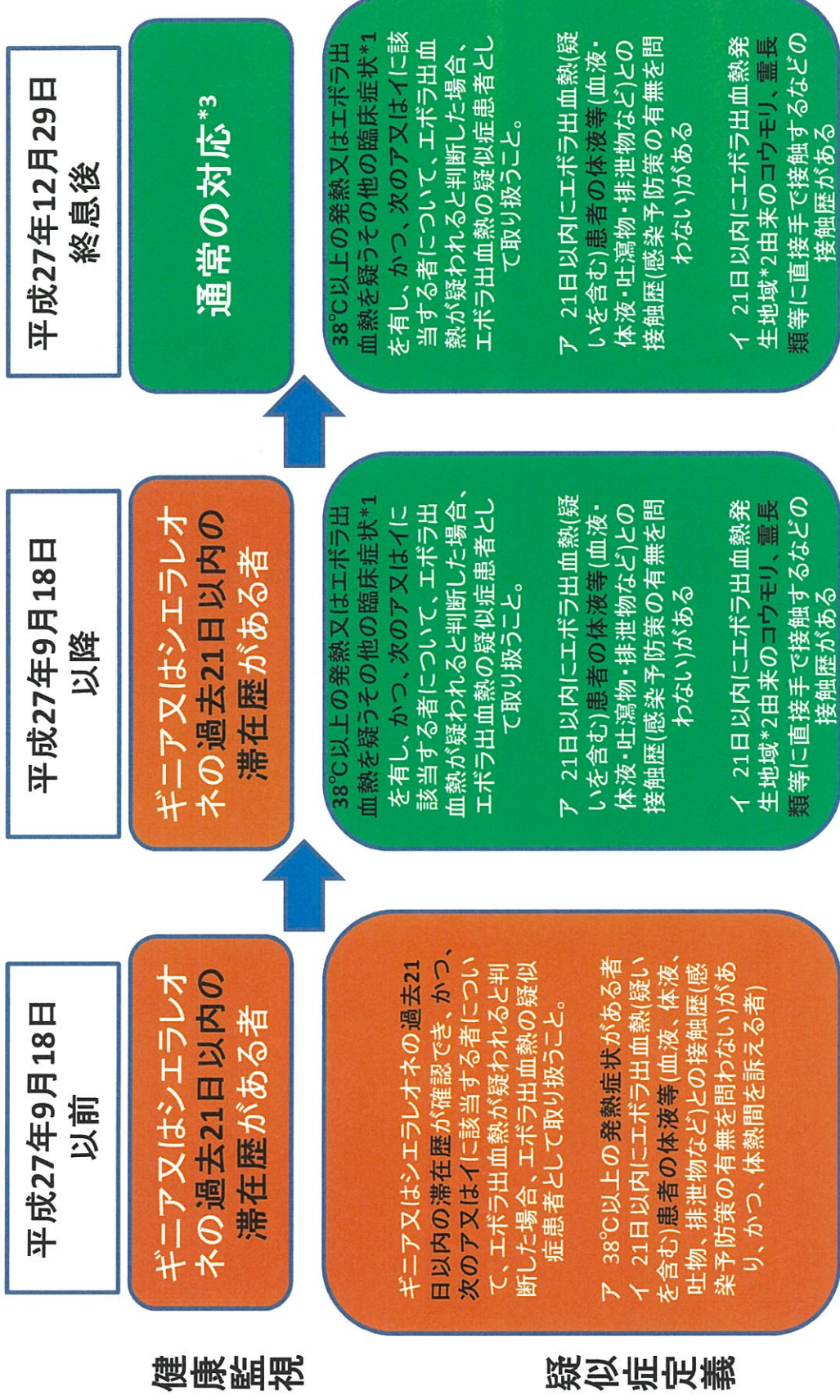
- 日本へ入国する渡航者がEVD回復患者の場合、エボラウイルスが精液等の中に存在し続け感染源となることがあるが、全ての回復期患者がフォローされてはいるわけではない。実際、リベリアでは、終息宣言後の再燃（flare-up）を2度経験したが、感染の発端となった者は回復者であった可能性がある。
- 現時点では西アフリカ各国においてなおEVD流行が発生する可能性が残っているといえるが、西アフリカ各国の終息宣言を受けて、旅行、ビジネスやボランティアを目的とした西アフリカ各国への渡航者が増える可能性がある。長期滞在および現地の人との濃厚接触の機会もあり得ると考える。

検疫での対応

西アフリカ各国では、EVD流行の終息宣言後であってもEVD流行が再燃する危険性がある。この危険性について渡航者へ注意喚起し、渡航歴・接触歴の自己申告を促す啓発活動を継続する必要があると考えられる。

エボラ出血熱に対する国内対応(疑似症定義)の変遷

- ギニア・シエラレオネにおけるエボラ出血熱患者の発生及び対応状況等を踏まえ、平成27年9月18日よりエボラ出血熱の疑似症患者の定義を従来の対応(接触歴を必須)に変更。
- 検疫所における帰国・入国者の21日間の健康監視については、平成27年12月29日にギニアの終息宣言が出されたことをもって修了。



* 1 嘔吐、下痢、食欲不振、全身倦怠感等
* 2 ギニア、シエラレオネ、リベリア、ウガンダ、スーダン、ガボン、コートジボアール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国
* 3 求めに応じて健康相談を行い、結果により必要な場合は健康監視の対象とする

平成28年1月4日

【照会先】

健康局結核感染症課

感染症情報管理室長

宮川 昭二(2389)

課長補佐

中谷祐貴子(2373)

医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課

検疫所業務管理室長

中崎 宏司 (2461)

検疫所業務管理室長補佐

松本 泰治 (2463)

(代表電話) 03(5253)1111

報道関係者 各位

ギニアにおけるエボラ出血熱流行の終息宣言を踏まえた 検疫及び国内における対応について

平成27年12月29日、世界保健機関（WHO）において、ギニアにおけるエボラ出血熱流行の終息宣言（※）が公表されましたので、お知らせします（別紙1）。

本終息宣言を踏まえ、検疫及び国内における今後の対応は、西アフリカに21日以内に渡航又は滞在していたことのみをもって健康監視対象とする対応を取りやめました（別紙2、別紙3）。

※エボラ出血熱の流行終息の基準

最後の確定患者が血液検査で2回の陰性が確認された日、又は安全に埋葬された日、から42日間エボラ出血熱患者の発生がない状態。

別紙1：WHO ステートメント

<http://www.afro.who.int/en/media-centre/pressreleases/item/8252-en-d-of-ebola-transmission-in-guinea.html>

別紙2：厚生労働省結核感染症課長・検疫所業務管理室長通知「「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」の廃止について」

別紙3：厚生労働省結核感染症課長通知「西アフリカにおけるエボラ出血熱の終息を踏まえた対応について」

End of Ebola transmission in Guinea

WHO Press release

GENEVA | 29 December 2015 -- Today the World Health Organization (WHO) declares the end of Ebola virus transmission in the Republic of Guinea. Forty-two days have passed since the last person confirmed to have Ebola virus disease tested negative for the second time. Guinea now enters a 90-day period of heightened surveillance to ensure that any new cases are identified quickly before they can spread to other people.

“WHO commends the Government of Guinea and its people on the significant achievement of ending its Ebola outbreak. We must render homage to the Government and people of Guinea who, in adversity, have shown extraordinary leadership in fighting the epidemic,” says Dr Mohamed Belhocine, WHO Representative in Guinea. “WHO and its partners will continue to support Guinea during the next 90 days of heightened surveillance and in its early efforts to restart and strengthen essential health services throughout 2016.”

A milestone for the Ebola outbreak

The end of Ebola transmission in Guinea marks an important milestone in the Ebola outbreak in West Africa. The original chain of transmission started two years ago in Gueckedou, Guinea in late December 2013 and drove the outbreak which spread to neighbouring Liberia and Sierra Leone and, ultimately, by land and air travel to seven other countries.

“This is the first time that all three countries – Guinea, Liberia and Sierra Leone – have stopped the original chains of transmission that were responsible for starting this devastating outbreak two years ago,” says Dr Matshidiso Moeti, WHO Regional Director for Africa. “I commend the governments, communities and partners for their determination in confronting this epidemic to get to this milestone. As we work towards building resilient health care systems, we need to stay vigilant to ensure that we rapidly stop any new flares that may come up in 2016.”

In addition to the original chain of transmission, there have been 10 new small Ebola outbreaks (or ‘flares’) between March and November 2015. These appear to have been due to the re-emergence of a persistent virus from the survivor population.

Among the challenges survivors have faced is that after recovering from Ebola virus disease and clearing the virus from their bloodstream, the virus may persist in the semen of some male survivors for as long as 9-12 months.

WHO and its partners are working with the Governments of Liberia, Sierra Leone and Guinea to help ensure that survivors have access to medical and psychosocial care, screening for persistent virus, as well as counselling and education to help them reintegrate into family and community life, reduce stigma and minimize the risk of Ebola virus transmission.

Sustained support to Guinea, Liberia and Sierra Leone

“The coming months will be absolutely critical,” says Dr Bruce Aylward, Special Representative of the Director-General for the Ebola Response, WHO. “This is the period when the countries need to be sure that they are fully prepared to prevent, detect and respond to any new cases.

“The time-limited persistence of virus in survivors which may give rise to new Ebola flares in 2016 makes it imperative that partners continue to support these countries. WHO will maintain surveillance and outbreak response teams in the three countries through 2016.”

At the same time, 2016 will see the three most-affected countries implementing a full health sector recovery agenda to restart and strengthen key public health programmes, especially maternal and child health, while continuing to maintain the capacity to detect, prevent and respond to any flare-up of Ebola.

Media inquiries:

Gregory Härtl

Communications Officer, WHO

Phone: +41 22 791 44 58

Mobile: +41 79 203 67 15

Email: hartlg@who.int

Tarik Jašarević

Communications Officer, WHO

Mobile: +41 793 676 214

Tel: +41 22 791 5099

Email: jasarevict@who.int

健感発 1229 第 1 号
生食検発 1229 第 1 号
平成 27 年 12 月 29 日

各 検 疫 所 長 殿

健 康 局 結 核 感 染 症 課 長
(公 印 省 略)

医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 生 活 衛 生 ・ 食 品 安 全 部 企 画 情 報 課 検 疫 所 業 務 管 理 室 長
(公 印 省 略)

「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」の廃止について

今般、世界保健機関（WHO）による、ギニアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」（平成 26 年 8 月 8 日付け健感発 0808 第 2 号・食安検発 0808 第 1 号）を廃止したので、その対応に遺漏なきを期されたい。

また、本通知の内容について、関係機関に周知方お願いする。

健感発 1229 第 2 号
平成 27 年 12 月 29 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（公 印 省 略）

西アフリカにおけるエボラ出血熱の終息を踏まえた対応について

エボラ出血熱の国内発生を想定した対応については、「エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について」（平成 27 年 10 月 2 日健感発 1002 第 1 号）により、疑似症患者が発生した場合の対応等について依頼をしているところです。

今般、世界保健機関（WHO）による、ギニアにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、別添「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」の廃止について」（平成 27 年 12 月 29 日健感発 1229 第 1 号・生食検発 1229 第 1 号）のとおり、ギニアに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめたことから、西アフリカに 21 日以内に渡航又は滞在していたことのみをもって健康監視対象とする対応を取りやめることとしました。

貴職におかれましてもこのことを御承知おきいただくとともに、貴管内医療機関に対して、本件について情報共有いただきますようお願いいたします。

参考資料

別添：「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」の廃止について
（平成 27 年 12 月 29 日健感発 1229 第 1 号・生食検発 1229 第 1 号）